

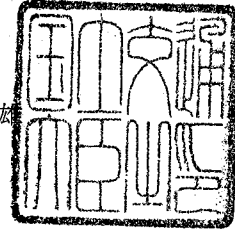


# 認定書

国住指第555号  
平成 18年 6月 21日

文化シャッター株式会社  
代表取締役社長 茂木 哲哉 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第112条第14項第二号(防火設備の作動性能等)の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
CAS-0295
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称  
鋼製シャッター
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容  
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。